

事業結果説明書

(1) 事業の実施日程 令和5年10月10日(火)～令和6年3月15日(金)

実施時期	事業項目			備考
	1. コンサルティング	2. 説明会/研修会、及び仲裁人向け研修会	3. 中核的人材の育成	
10月	コンサルティング対象団体選定/仲裁自動応諾条項の調査	仲裁人向け研修会実施	対象者の公募開始	
11月	コンサルティング・働きかけ実施/仲裁自動応諾条項の調査	-	対象者の選考	
12月	同上	-	対象者の選考	
1月	同上	-	国内での研修	
2月	同上	-	海外への派遣	
3月	事業結果報告書作成	仲裁人向け研修会実施・事業結果報告書作成	事業結果報告書作成	

(2) 事業の実績の説明

1. 競技団体に対するコンサルティングの実施

【説明】

委託事業についての契約締結後、過去実績のある団体や統括団体に対して希望を募り、以下の競技団体に対し、スポーツ法分野に知見のある弁護士をメンターとして派遣し、コンサルティングを実施した。

- ・日本チアリーディング協会
- ・日本陸上競技連盟
- ・日本山岳・スポーツクライミング協会
- ・鹿児島県パラスポーツ協会

具体的なコンサルティングの内容としては、競技団体内のコンプライアンス・ガバナンス体制の構築・維持の相談や、役職員に対する研修などである。

【評価】

競技団体からの希望としては、中核となる役職員との協議・解説などを経た上で、最終的にはより広く、研修等を行い組織全体のコンプライアンスやガバナンスについての理解を深めたいというものが多いが、11月に入ってから本格的に希望調査を行うのでは、受入

主体の競技団体ではすでに本年度の研修や研修をすることができる会合（総会など）については計画済・実施済となってしまう、機会を得ることが困難であった（概ね、6月頃、11月頃、3月頃にニーズの山があるが、最初の二つの山を対象にできなくなってしまう。）。

ただし、その中でもコンサルティングを行った上記団体（及び契約期間後となってもぜひともとの要望により行った団体）の話聞く限り、ハラスメントなどの典型的なコンプライアンス上の問題や、ガバナンスコード対応など、各団体とも悩みや問題を抱えており、支援の必要性は引き続き大きいことを改めて認識した。

2. 競技者・指導者向けの研修会・説明会の実施

【説明】

委託事業についての契約締結に前後して、競技団体に対して研修会・説明会開催希望を調査した。

上記1. 事業の枠組の中で、実質的には競技団体向けにスポーツ仲裁についての説明会に相当する機会を得ることができた。

- ・日本チアリーディング協会
令和6年 2月18日 13時00分 対象者：指導者
令和6年 3月 9日 13時00分 対象者：チーム代表者（選手・指導者等）
- ・日本陸上競技連盟
令和6年 3月 4日 13時55分 対象者：役職員
- ・日本山岳・スポーツクライミング協会
令和6年 2月17日 9時00分 対象者：審判員・セッター
令和6年 2月27日 21時30分 対象者：審判員・セッター
- ・鹿児島県パラスポーツ協会
令和6年 2月23日 9時30分 対象者：指導者

【評価】

当機構から依頼し、受け入れスポーツ団体での研修会を実施する際に、スポーツ仲裁に関する理解増進のための講演を行う形が主であるため、11月に入ってから本格的に希望調査を行うのでは、受入主体のスポーツ団体ではすでに2023年度の研修については計画済となってしまう、研修会・説明会開催のための機会を得ることが困難であった。

また、スポーツ仲裁制度の説明だけであると、スポーツ団体の反応は良いものではない。他方で、コンプライアンスやガバナンス、ハラスメント・虐待対策も含めた研修であれば1.でのメンター派遣のように需要が見込まれる。

そして、スポーツ団体の構成員は入れ替わりがかなりあるため、継続して安定的な事業の実施が期待される。

3. スポーツ仲裁人・調停人候補者の研修の実施

【説明】

スポーツ仲裁人・調停人候補者に対する研修は下記の通り実施した。

- 令和6年度第1回スポーツ仲裁研修
日時：2023年10月18日（水）18時30分～20時30分
会場：大阪弁護士会館会議室及びZoomを利用したオンライン
内容：スポーツ仲裁判断事例研究及びスポーツ仲裁機関の国際比較

報告者：宍戸一樹（弁護士）、中村壮志（弁護士、ヴァスコ・ダ・ガマ法律事務所）

出席者数：68名

- 令和6年度第2回スポーツ仲裁研修
日時：2024年3月8日（金）18時00分～19時30分
会場：オンライン開催
内容：スポーツ仲裁判断例研究
報告者：小川和茂（JSAA専門員）
出席者数：19名

【評価】

第1回ではスポーツ仲裁判断を1件のみ取り上げ内容を深掘りし、また諸外国のスポーツ仲裁機関の状況についての情報を共有することができた。また、第2回では2022年度に下された仲裁判断について情報の共有が行われた。

オンライン開催を活用することで、場所を問わず仲裁人の参加ができることは仲裁人・調停人候補者にとってありがたいとの意見があった。また、研修会の参加者からは仲裁判断の判断過程や争点の取り上げ方、判断基準の在り方などについて活発に意見が呈示された。

なお、委託事業契約期間以前に、公益社団法人日本仲裁人協会と共催して、仲裁人・調停人向けの研修会を行った。

4. スポーツ仲裁活動の中核的人材の育成

【説明】

委託事業の契約後、2023年10月30日から11月12日までの間、派遣対象者を公募した。その結果、隼あすか法律事務所所属弁護士である椿原直弁護士が派遣対象者として選考された。

椿原氏は、2023年12月15日から2024年2月2日まで、及び2024年2月29日から3月15日までの間は国内で、2024年2月5日から2月28日までの間はアイルランド・ダブリンにあるWorld Rugbyの法務部門において、それぞれ研修を実施した。

【評価】

椿原氏はこの研修を通じて、法律家が国際スポーツ団体（IFなど）においてどのように規律処分に関わるのかについて研究を行った。